

朝倉市宅地耐震化推進事業（宅地嵩上げ）について

● 目的

平成29年7月九州北部豪雨により被災した本市において、災害に強いまちとして復興するため、堆積土砂による被災宅地及び公共施設の一体的な嵩上げを行い、すまいの現地再建及び生活環境の向上、安全性の向上したまちづくりを実現する。

● 対象事業

公共施設（道路、水路等）と宅地地盤を一体的に嵩上げるために必要な設計費及び工事費（宅地整地工・擁壁工・排水工生活道路工等）

【※国の補助事業（宅地所有者負担：0%）】 注）事業対象となる宅地において実施する

● 対象とする宅地

- ① 営利を目的とする不動産事業に供する土地以外
- ② 一般住宅、店舗併用住宅、事業所等
- ③ 一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの。ただし、宅地の間隔が100m以内であれば、1団地とみなすことができる。
- ④ 公民館等の宅地は、周辺を嵩上げたために公共用地も嵩上げが必要となる場合は事業の対象。
- ⑤ 被災していない宅地は事業の対象とならない。ただし、農地の区画整理により被災した宅地が換地された場合は事業の対象。
- ⑥ 宅地と公共施設との一体的な嵩上げ対象地と周辺宅地、農地及び公共施設との地形的な整合、又は構造的な整合が取れる土地。
- ⑦ 宅地所有者から、すまいの現地再建を目的とした嵩上げ申請の提出があり、隣接する土地所有者及び公共施設の管理者からの同意が得られた土地。所有権以外の権利設定がある場合はその権利者からの同意が必要。また、土地所有者が死亡の場合は、相続人代表からの申請書の提出と相続人全員からの同意が得られた土地。

